

# けんぽQ & A

## Series 83

Q 被保険者の資格を失ったあとでも、傷病手当金は受給できますか？

A 現在、傷病手当金の申請手続きをされているのであれば、要件が揃っていれば会社を退職後も傷病手当金を受給できます。（資格喪失後の継続給付）

資格喪失後の継続給付（傷病手当金を受給する場合）

- ① 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日）までに継続して1年以上の被保険者期間があること。  
(前勤め先も含め、被保険者の期間に途切れがないこと)
- ② 資格喪失時に傷病手当金を受けていたか又は受ける条件を満たしていること。

受給期間につきましては、傷病手当金の支給開始日から1年6ヶ月間です。  
この期間のうち被保険者である間にすでに支給を受けた期間は除かれ、その残りの期間について受給できます。

被保険者期間中は、労務不能期間の会社の証明・医療機関の医師の証明が必要ですが、退職後につきましては、会社の証明は不要となります。  
なお、医師による労務不能期間の証明は必要となりますので、医療機関で必ず証明していただくようにしてください。

なお、資格喪失後の傷病手当金の申請につきましては、一旦仕事に就くことができ、その後再び仕事に就くことが出来なくなった場合につきましては、資格喪失後の継続給付を受けることはできませんので、ご留意ください。